

高松商工会議所退職金共済規約

(昭和63年4月1日制定)

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、高松商工会議所（以下「本商工会議所」という。）が、定款第7条第17号及び第21号の規定により、所得税法に基づく特定退職金共済団体として実施する退職金共済事業の内容及びその業務の方法について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で「退職」とは、従業員について、法人又は個人の事業主（以下「事業主」という。）との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で「退職金共済契約」（以下「共済契約」という。）とは、本商工会議所の地区内に事業所を有する者が本商工会議所に掛金を納入することを約し、本商工会議所がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規約の定めるところにより、退職一時金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で「共済契約者」とは、共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規約で「被共済者」とは、共済契約により、本商工会議所がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

5 この規約で「受給者」とは、この規約の定めるところにより、退職年金を受給中の者をいう。

6 この規約で「掛金」とは、共済契約に基づき加入した被共済者である期間において共済契約者が払い込む掛金をいう。

7 この規約で「掛金納入期間」とは、被共済者につき共済契約者が本商工会議所に掛金を払い込む期間をいう。

8 この規約で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。

9 この規約で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第 2 章 契約の成立等

(契約の締結)

第3条 共済契約は、本商工会議所の地区内に事業所を有する事業主でなければ締結することができない。地区内に本店を有し、地区外に支店を有する事業主又は地区内に支店を有し、地区外に本店を有する事業主は、本支店を含めて共済契約を締結することができる。ただし、本商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りでない。

2 共済契約の締結にあたっては、共済契約の掛金の額、又は退職金の額について、共済契約者は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱をしてはならない。

3 共済契約者は次の各号に掲げる者を除き、全ての従業員について被共済者としなければならない。ただし、新たに被共済者となる者については年齢満15歳以上満65歳以下の者に限る。

- (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
- (3) 共済契約者である個人又はこれと生計を一にする親族
- (4) 共済契約者である法人の役員（法人税法第34条第5項に定める使用人としての職務を有する役員を除く。）
- (5) 被共済者になることに反対する意思を表明した者
- (6) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金若しくは解約手当金等の支給を受け又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から3年を経過しない者

4 前項の規定にかかわらず、共済契約者は次の各号に掲げる者について被共済者としないことができる。

- (1) 期間を定めて雇用される者
- (2) 試みの雇用期間中の者
- (3) 季節的業務に雇用される者
- (4) 常時勤務に服することを要しない者
- (5) 所定労働時間の特に短い者
- (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者
- (7) 共済契約者の退職金規約等による退職金の支払勤続年数に満たない者
(掛金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 前項の掛金は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。

3 掛金月額は、被共済者1人につき、1,000円を1口とし、30口を限度とする。

4 掛金として払い込まれた額（その運用による利益を含む。）は共済契約者に返

還しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意思に反して行ってはならない。申込をするときは、被共済者となるべき者の氏名及び掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、これを本商工会議所に提出しなければならない。

2 掛金月額に相当する申込金は、指定金融機関に納入しなければならない。申込金が納入されないときは、共済契約の申込がなかったものとする。

3 申込金は、共済契約が効力を生じる日の属する月の掛金に充当する。

(契約の成立)

第6条 この共済契約は、本商工会議所がその申込を承諾したときは、申込金が納入された翌月1日において成立したものとし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 本商工会議所は、共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済証を交付するものとする。

3 共済契約の申込の承諾の通知は、退職金共済証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

(退職金共済審査会)

第7条 本商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この規約において審査会の権限として定めている事項について審査する。

3 審査会に関して必要な事項は、本商工会議所会頭が別に定める。

第 3 章 掛 金 の 納 入

(掛金の納入)

第8条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、毎月分の掛金を本商工会議所の指定する日までに納入しなければならない。

2 掛金は指定金融機関に納入しなければならない。

3 每月分の掛金は、分割して納入することができない。

第 4 章 退職金の支給

(退職一時金の支給)

第9条 被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職一時金を支給す

る。

2 退職一時金額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 基本給付額

掛金納入期間に応じ別表1に定める額に当該口数を乗じて得た額の合計額

(2) 加算給付額

次に掲げる額の合計額

①基本給付額の引下げを行った場合の差額

②剩余金の分配を行った場合の分配額

3 加算給付額は、常議員会の議を経て、加算する。

(遺族一時金の支給)

第10条 被共済者が死亡により退職したときは、遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、前条に定める退職一時金の額に、掛金1口につき1,000円を加算した額とする。

(退職年金の支給)

第11条 退職一時金の受給資格者が一時金に代えて年金の支給を希望するときは、退職年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条に定める退職一時金の支給に限る。

(1) 掛金納入期間60月末満の被共済者が死亡以外の事由により退職したとき

(2) 年金月額が3,333円未満となるとき

2 年金月額は、第9条に定める退職一時金の額を別表2に定める年金現価率で除して得た額とする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。

3 退職年金は10年間支給したとき給付を終了する。

4 受給者が受給開始後10年を経過せずに死亡したときは、10年までの残余期間、遺族に継続して年金を支給する。

(退職金の支給の特例)

第12条 引継退職給付金の引渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前3条に定める額にそれぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 退職一時金又は遺族一時金（以下「一時金」という。）の支給を受けるとき

次に掲げる額の合計額

① 引継退職給付金×（1-所定の手数料率）

② 引渡しを受けたときから退職までの期間について、①の額を基に別表2に定める計算利率を月複利にて適用して得た利息相当額

(2) 退職年金の支給を受けるとき

前号で計算した額を、別表2に定める年金現価率で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。）
(年金に代えての一時金の支給)

第13条 年金の受給資格者又は受給者が年金に代えて一時金の支給を希望するときは、その者に対する年金の未支給期間と経過期間に対応する別表3に定める年金現価率を年金月額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。）を「年金に代えての一時金」として支給する。

(支給の期日)

第14条 退職年金は、年4回、2月、5月、8月及び11月の各20日に、それぞれ年金月額の3ヶ月分をまとめて支給する。

2 一時金は、支給事由発生後すみやかに支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第10条第1項又は第11条第4項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者。

2 退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前2項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、そのうち最年長者を代表者とする。

(退職金の減額)

第16条 本商工会議所は、被共済者がその責に帰すべき次の各号のいずれかに該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合においては、退職金の額（第12条に係る部分を除く。）を減額して支給する。

- (1) 窃盗、横領、傷害その他の刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しく損し、又は職場規律を著しく乱したこと。
- (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたこと。

- 2 前項の規定による退職金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、本商工会議所は、その減額が被共済者にとって不当又は著しく過大であると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 第1項の退職金減額の事由及び前項の減額については、審査会の議を経なければならない。

(退職金減額の申出)

第17条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した所定の書類を本商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

- 2 本商工会議所は、前条第1項の規定により退職金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(一時金の支給手続)

第18条 共済契約者は、被共済者が退職し、一時金の受給を希望するとき、又は被共済者が死亡したときは、遅滞なく本商工会議所に届け出なければならない。

- 2 一時金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して共済契約者を経由し本商工会議所に提出しなければならない。
- 3 本商工会議所は、一時金受取人が指定した送金方法に従い、遅滞なく支払うものとする。
- 4 本商工会議所は、一時金を支払う際、支払金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を一時金受取人に送付するものとする。
- 5 本商工会議所は、第16条の規定により一時金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

(年金の支給手続)

第19条 共済契約者は、被共済者が退職（死亡による退職を除く。）し、年金の受給を希望するときは、遅滞なく本商工会議所に届け出なければならない。ただし、掛金納入期間60月末満の被共済者については前条を適用するものとする。

- 2 年金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して本商工会議所に提出しなければならない。
- 3 本商工会議所は、年金受取人が指定した送金方法に従い、支払期日までに支払うものとする。
- 4 本商工会議所は、年金を支払う際、支払年金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を年金受取人に送付するものとする。
- 5 本商工会議所は、第16条の規定により年金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

第5章 退職金共済契約の通算

(退職金共済制度内における通算)

第20条 本商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する次の各号の条件をすべて満たす場合に、当該被共済者に係る退職一時金に相当する額を引継退職給付金として引継ぐ。

- (1) 退職一時金等の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) この共済契約の被共済者であること
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、本商工会議所へ所定の事項を記載した通算の申出書及び被共済者証の写しを提出すること

(他の特定退職金共済制度との通算)

第21条 本商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、次に定めるところにより、退職一時金に相当する額を受入れ、及び引渡す。

2 受入れは以下の条件をすべて満たす場合に取扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) この共済契約の被共済者であること
- (3) 本商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、当該他の特定退職金共済団体へ所定の事項を記載した通算の申出書及び当該他の特定退職金共済団体の被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

3 引渡しは以下の条件をすべて満たす場合に取扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること

(3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、本商工会議所へ所定の事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき退職金共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

(中小企業退職金共済制度との通算)

第22条 本商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件をすべて満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき 退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) この共済契約の被共済者であること
- (3) 本商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること

2 本商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件をすべて満たす場合に、退職一時金に相当する額を引渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、本商工会議所へ通算の申出書及び本商工会議所の被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること

第 6 章 契約の解除

(契約の解除)

第23条 本商工会議所又は共済契約者は、第2項又は第3項に規定する場合を除い

ては、共済契約を解除することができない。

2 本商工会議所は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が3カ月以上掛金の納入を怠ったとき。ただし、本商工会議所が認める正当な理由がある場合を除く。
- (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- (3) 被共済者が第3条第3項の規定に該当する者となったとき。
- (4) 被共済者が偽りその他不正の行為によって退職金又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済者の同意を得たとき。
- (2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると、本商工会議所が認めたとき。

4 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

5 第2項第1号の正当の理由及び第3項第2号の認定については、審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手続)

第24条 本商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済契約者は、共済契約を解除するときは、被共済者の氏名を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを本商工会議所に提出しなければならない。

3 第3条第2項及び第6条第4項の規定は、共済契約の解除について準用する。

(解約手当金)

第25条 共済契約が解除されたときは、本商工会議所は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 解約手当金の額は、第9条第2項又は第12条に定める退職一時金の額と同額とする。

3 本商工会議所は、第23条第2項第3号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、第1項の規定にかかわらず解約手当金（第12条に係る部分を除く。）を支給しない。

4 本商工会議所は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金（第12条に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。

5 本商工会議所は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額の認定について、審査会の議を経るものとする。

6 第18条の規定は、解約手当金の請求、支給及び受領について準用する。

第 7 章 掛金月額の変更

(掛金月額の変更)

第26条 本商工会議所は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があったときは、被共済者1人につき30口30,000円を限度として、これを承諾するものとする。

2 本商工会議所は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、被共済者の同意を得た場合でなければこれを承諾しない。

(掛金納入の中断)

第27条 本商工会議所は、共済契約者から掛金納入の中断の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は被共済者の同意、第3号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約にかかる被共済者全員の同意を得るものとする。

(1) 被共済者が長期欠勤者又は休職者となったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ① 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業した場合
- ② 産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業した場合
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した場合
- ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした場合

(2) 第9条第2項の退職一時金額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規約に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかなとき

(3) 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると本商工会議所が認めたとき

2 共済契約者は、前項の事情が解消したときは、速やかに掛金納入を再開しなければならない。

3 掛金納入の中断期間は、第2条第7項に定める掛金納入期間から除くこととする。

(掛金月額変更の手続)

第28条 共済契約者は、第26条の掛金月額の変更の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを本商工会議所に提出しなければならない。

2 本商工会議所は、掛金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金月額の変更があった旨を記載し、これを返還するものとする。

3 第3条第2項、第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金月額の変更について準用する。

(掛金納入の中断の手続)

第29条 共済契約者は、第27条第1項の掛金納入の中断の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第27条第1項各号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付し、これを本商工会議所に提出しなければならない。

2 本商工会議所は、掛金納入の中断の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、従前の退職金共済証に掛金納入の中断があった旨を記載し、これを返還するものとする。

3 第3条第2項、第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の中断について準用する。

(掛金納入の再開の手続)

第30条 共済契約者は、第27条第2項の掛金納入の再開の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第27条第1項各号に掲げる事情が解消したことと明らかにした書類を添付し、これを本商工会議所に提出しなければならない。

2 本商工会議所は、掛金納入の再開の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、再開後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金納入の再開があった旨を記載し、これを返還するものとする。

3 第3条第2項、第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の再開について準用する。

第 8 章 管 理

(会計処理)

第31条 本商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、一般会計において区分して処理するものとする。

(特定預金等)

第32条 本商工会議所は、掛金として払い込まれた金額（その運用による利益を含む。）から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は、被共済者を被保険者とする生命保険料（財務省令で定めるものに限る。）として運用するものとする。

- 2 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

第 9 章 雜 則

(報告等)

第33条 本商工会議所は、この規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。
- 3 共済契約者は、第23条第2項各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を本商工会議所に通知しなければならない。

(退職金共済証の保管提示等)

第34条 退職金共済証は、被共済者を雇用する共済契約者が保管しなければならない。

- 2 共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金共済証を提示しなければならない。
- 3 共済契約者は、被共済者が退職したとき又は共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済証を被共済者又はその遺族に交付しなければならない。
- 4 共済契約者は、退職金共済証を紛失、使用に堪えない程度に汚損又は盜難若しくは火災等により失ったときは、遅滞なくその旨を本商工会議所に届け出なければならない。
- 5 本商工会議所は、前項の届出を受けたとき遅滞なく共済契約者に退職金共済証を再交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第35条 退職金又は解約手当金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(退職金等の返還)

第36条 偽りその他不正の行為により退職金又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、本商工会議所は、その者から当該退職金又は解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、本商工会議所は、支給を受けた者と連帶して当該共

済契約者から退職金又は解約手当金を返還させる。

(時効)

第37条 第4章において定める退職金又は第25条において定める解約手当金を請求する権利は、その支払事由が発生したときから5年間請求がないときに消滅するものとする。

(財政検証)

第38条 この退職金共済事業の決算においては、被共済者数、退職金支払額、資産残高等の推移をもとに、現在及び将来の財政状況を把握し、財政検証を行うものとする。

2 前項の財政検証の結果又は金利水準の変更、経済変動その他により、この退職金共済事業の健全な運営に大きな影響を与えると判断される場合は、常議員会の議を経て、別表の金額、計算利率及び現価率等を改定するものとする。

附 則

1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和46年1月1日制定の高松商工会議所退職金共済規程は、これを廃止する。

3 この規約施行前に締結された退職金共済契約は、この規約により締結されたものとみなす。

附 則

この規約は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月3日から施行する。

【別表1】

高松商工会議所 退職金支給額表(基本給付額)

<この表は一口加入(掛金月額1,000円)の場合です。>

加入期間 年	掛け金累計 円	退職年金月額 円	退職一時金額 円	死亡退職一時金額 円
1	12,000		11,190	12,190
2	24,000		22,490	23,490
3	36,000		34,070	35,070
4	48,000		45,550	46,550
5	60,000	490	57,110	58,110
6	72,000	590	68,720	69,720
7	84,000	690	80,490	81,490
8	96,000	790	92,410	93,410
9	108,000	900	104,440	105,440
10	120,000	1,000	116,570	117,570
11	132,000	1,110	128,820	129,820
12	144,000	1,210	141,180	142,180
13	156,000	1,320	153,640	154,640
14	168,000	1,430	166,220	167,220
15	180,000	1,540	178,920	179,920
16	192,000	1,650	191,730	192,730
17	204,000	1,760	204,650	205,650
18	216,000	1,880	217,690	218,690
19	228,000	1,990	230,850	231,850
20	240,000	2,100	244,130	245,130
21	252,000	2,220	257,530	258,530
22	264,000	2,340	271,040	272,040
23	276,000	2,450	284,690	285,690
24	288,000	2,570	298,450	299,450
25	300,000	2,690	312,340	313,340
26	312,000	2,810	326,350	327,350
27	324,000	2,940	340,490	341,490
28	336,000	3,060	354,760	355,760
29	348,000	3,180	369,160	370,160
30	360,000	3,310	383,690	384,690
31	372,000	3,440	398,350	399,350
32	384,000	3,560	413,140	414,140
33	396,000	3,690	428,060	429,060
34	408,000	3,820	443,120	444,120
35	420,000	3,960	458,320	459,320
36	432,000	4,090	473,650	474,650
37	444,000	4,220	489,130	490,130
38	456,000	4,360	504,740	505,740
39	468,000	4,490	520,490	521,490
40	480,000	4,630	536,380	537,380
41	492,000	4,770	552,420	553,420
42	504,000	4,910	568,600	569,600
43	516,000	5,050	584,930	585,930
44	528,000	5,190	601,410	602,410
45	540,000	5,340	618,040	619,040
46	552,000	5,480	634,810	635,810
47	564,000	5,630	651,740	652,740
48	576,000	5,770	668,820	669,820
49	588,000	5,920	686,060	687,060
50	600,000	6,070	703,450	704,450
51	612,000	6,220	721,000	722,000
52	624,000	6,380	738,710	739,710
53	636,000	6,530	756,580	757,580
54	648,000	6,690	774,600	775,600
55	660,000	6,850	792,800	793,800
56	672,000	7,000	811,150	812,150
57	684,000	7,160	829,680	830,680
58	696,000	7,330	848,370	849,370
59	708,000	7,490	867,220	868,220
60	720,000	7,650	886,250	887,250

(注) 1. 死亡退職一時金額は、退職一時金額に1口につき1,000円加算するものとする。

2. この退職金支給額表は、将来の経済変動等により改定することがある。

高松商工会議所 退職金支給額表その2 (退職一時金基本給付額 月別明細)

<この表は一口加入(掛金月額1000円)の場合です。>

月年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	920	1,850	2,780	3,710	4,650	5,580	6,510	7,450	8,380	9,310	10,250	11,190
1	12,120	13,060	14,000	14,940	15,880	16,820	17,760	18,700	19,650	20,590	21,530	22,490
2	23,450	24,420	25,380	26,350	27,320	28,290	29,270	30,240	31,210	32,160	33,110	34,070
3	35,020	35,980	36,930	37,890	38,850	39,800	40,760	41,720	42,680	43,640	44,590	45,550
4	46,510	47,480	48,440	49,400	50,360	51,320	52,280	53,250	54,210	55,180	56,140	57,110
5	58,070	59,040	60,000	60,970	61,940	62,910	63,870	64,840	65,810	66,780	67,750	68,720
6	69,690	70,660	71,640	72,610	73,590	74,570	75,560	76,540	77,530	78,520	79,510	80,490
7	81,480	82,470	83,460	84,450	85,450	86,440	87,430	88,430	89,420	90,420	91,420	92,410
8	93,410	94,410	95,410	96,410	97,410	98,410	99,420	100,420	101,420	102,430	103,430	104,440
9	105,450	106,450	107,460	108,470	109,480	110,490	111,510	112,520	113,530	114,540	115,560	116,570
10	117,590	118,610	119,630	120,640	121,660	122,680	123,700	124,730	125,750	126,770	127,800	128,820
11	129,850	130,870	131,900	132,930	133,950	134,980	136,010	137,040	138,080	139,110	140,140	141,180
12	142,210	143,250	144,280	145,320	146,360	147,400	148,430	149,470	150,520	151,560	152,600	153,640
13	154,690	155,730	156,780	157,820	158,870	159,920	160,970	162,020	163,070	164,120	165,170	166,220
14	167,280	168,330	169,390	170,440	171,500	172,560	173,610	174,670	175,730	176,790	177,850	178,920
15	179,980	181,040	182,110	183,170	184,240	185,310	186,370	187,440	188,510	189,580	190,650	191,730
16	192,800	193,870	194,950	196,020	197,100	198,170	199,250	200,330	201,410	202,490	203,570	204,650
17	205,730	206,810	207,900	208,980	210,070	211,160	212,240	213,330	214,420	215,510	216,600	217,690
18	218,780	219,880	220,970	222,060	223,160	224,260	225,350	226,450	227,550	228,650	229,750	230,850
19	231,950	233,050	234,160	235,260	236,370	237,470	238,580	239,690	240,800	241,910	243,020	244,130
20	245,240	246,350	247,470	248,580	249,700	250,810	251,930	253,050	254,170	255,280	256,400	257,530
21	258,650	259,770	260,890	262,020	263,140	264,270	265,400	266,520	267,650	268,780	269,910	271,040
22	272,180	273,310	274,440	275,580	276,710	277,850	278,990	280,120	281,260	282,400	283,540	284,690
23	285,830	286,970	288,110	289,260	290,410	291,550	292,700	293,850	295,000	296,150	297,300	298,450
24	299,600	300,760	301,910	303,070	304,220	305,380	306,540	307,700	308,860	310,020	311,180	312,340
25	313,500	314,670	315,830	317,000	318,160	319,330	320,500	321,670	322,840	324,010	325,180	326,350
26	327,530	328,700	329,880	331,050	332,230	333,410	334,590	335,770	336,950	338,130	339,310	340,490
27	341,680	342,860	344,050	345,240	346,420	347,610	348,800	349,990	351,180	352,380	353,570	354,760
28	355,960	357,150	358,350	359,550	360,750	361,950	363,150	364,350	365,550	366,750	367,960	369,160
29	370,370	371,570	372,780	373,990	375,200	376,410	377,620	378,830	380,040	381,260	382,470	383,690
30	384,910	386,120	387,340	388,560	389,780	391,000	392,220	393,450	394,670	395,900	397,120	398,350
31	399,580	400,800	402,030	403,260	404,490	405,730	406,960	408,190	409,430	410,660	411,900	413,140
32	414,380	415,620	416,860	418,100	419,340	420,590	421,830	423,070	424,320	425,570	426,820	428,060
33	429,310	430,570	431,820	433,070	434,320	435,580	436,830	438,090	439,350	440,610	441,860	443,120
34	444,390	445,650	446,910	448,170	449,440	450,710	451,970	453,240	454,510	455,780	457,050	458,320
35	459,600	460,870	462,140	463,420	464,690	465,970	467,250	468,530	469,810	471,090	472,370	473,650
36	474,940	476,220	477,510	478,800	480,080	481,370	482,660	483,950	485,250	486,540	487,830	489,130
37	490,420	491,720	493,020	494,320	495,620	496,920	498,220	499,520	500,820	502,130	503,430	504,740
38	506,050	507,350	508,660	509,970	511,280	512,600	513,910	515,220	516,540	517,850	519,170	520,490
39	521,810	523,130	524,450	525,770	527,090	528,420	529,740	531,070	532,400	533,720	535,050	536,380
40	537,710	539,050	540,380	541,710	543,050	544,380	545,720	547,060	548,400	549,740	551,080	552,420
41	553,760	555,110	556,450	557,800	559,150	560,490	561,840	563,190	564,540	565,900	567,250	568,600
42	569,960	571,310	572,670	574,030	575,390	576,750	578,110	579,470	580,830	582,200	583,560	584,930
43	586,300	587,670	589,040	590,410	591,780	593,150	594,530	595,900	597,280	598,650	600,030	601,410
44	602,790	604,170	605,550	606,940	608,320	609,710	611,090	612,480	613,870	615,260	616,650	618,040
45	619,430	620,820	622,220	623,610	625,010	626,410	627,800	629,200	630,610	632,010	633,410	634,810
46	636,220	637,630	639,030	640,440	641,850	643,260	644,670	646,080	647,500	648,910	650,320	651,740
47	653,160	654,580	656,000	657,420	658,840	660,260	661,690	663,110	664,540	665,970	667,390	668,820
48	670,250	671,680	673,120	674,550	675,990	677,420	678,860	680,300	681,740	683,180	684,620	686,060
49	687,500	688,950	690,390	691,840	693,290	694,740	696,190	697,640	699,090	700,540	702,000	703,450
50	704,910	706,360	707,820	709,280	710,740	712,210	713,670	715,130	716,600	718,060	719,530	721,000
51	722,470	723,940	725,410	726,890	728,360	729,830	731,310	732,790	734,270	735,750	737,230	738,710
52	740,190	741,680	743,160	744,650	746,130	747,620	749,110	750,600	752,090	753,590	755,080	756,580
53	758,070	759,570	761,070	762,570	764,070	765,570	767,070	768,580	770,080	771,590	773,100	774,600
54	776,110	777,630	779,140	780,650	782,160	783,680	785,200	786,710	788,230	789,750	791,270	792,800
55	794,320	795,840	797,370	798,900	800,430	801,950	803,480	805,020	806,550	808,080	809,620	811,150
56	812,690	814,230	815,770	817,310	818,850	820,390	821,940	823,480	825,030	826,580	828,130	829,680
57	831,230	832,780	834,330	835,890	837,440	839,000	840,560	842,120	843,680	845,240	846,800	848,370
58	849,930	851,500	853,060	854,630	856,200	857,770	859,350	860,920	862,490	864,070	865,650	867,220
59	868,800	870,380	871,960	873,550	875,130	876,720	878,300	879,890	881,480	883,070	884,660	886,250

【別表2】

計算利率(第9条第2項関連)	年0.9%
年金現価率(第11条第2項及び第12条第2号関連)	115.7344

【別表3】

■第13条に定める「年金に代えての一時金」を計算するための残存期間に応じた現価率表(年0.75%)

年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10	115.7344											
9	104.5462	104.4812	104.4161	107.3511	107.2843	107.2175	110.1508	110.0822	110.0137	112.9452	112.8749	112.8046
8	93.2741	93.2161	93.1581	96.1001	96.0402	95.9805	98.9207	98.8591	98.7976	101.7361	101.6728	101.6095
7	81.9175	81.8665	81.8155	84.7646	84.7119	84.6591	87.6064	87.5519	87.4974	90.4429	90.3866	90.3304
6	70.4757	70.4318	70.3880	73.3442	73.2985	73.2529	76.2073	76.1598	76.1124	79.0651	79.0158	78.9667
5	58.9480	58.9114	58.8747	61.8380	61.7995	61.7611	64.7226	64.6823	64.6421	67.6018	67.5598	67.5177
4	47.3340	47.3045	47.2751	50.2456	50.2143	50.1831	53.1519	53.1188	53.0857	56.0527	56.0178	55.9829
3	35.6328	35.6106	35.5884	38.5663	38.5423	38.5183	41.4943	41.4685	41.4427	44.4169	44.3892	44.3616
2	23.8438	23.8290	23.8141	26.7993	26.7826	26.7660	29.7493	29.7308	29.7123	32.6938	32.6734	32.6531
1	11.9664	11.9590	11.9516	14.9441	14.9348	14.9255	17.9162	17.9051	17.8939	20.8828	20.8698	20.8568
0			0.0000	3.0000	2.9981	2.9963	5.9944	5.9907	5.9869	8.9832	8.9776	8.9720

注) 年金に代えての一時金を計算する場合は、下記により計算いたします。

年金月額×年金の残存期間に応じた現価率 = 年金に代えての一時金額(1円未満四捨五入)

計算例 年金月額 20,000円、未支給期間 7年と0ヶ月(3年間の36ヶ月分年金を受給済)の場合

$$20,000 \text{円} \times 81.9175 = 1,638,350 \text{円}$$

※年金の支払は、3ヶ月に一回(年四回)で、3ヶ月分の年金月額を先払いいたします。